



2026年3月24日

各位

会社名 株式会社ソラスト
代表者名 代表取締役社長 CEO 野田 亨
(コード番号 6197 東証プライム)
問合わせ先 管理本部長 横田 諭
(TEL. 03-6890-8904)

会社名 MP-2605 株式会社
代表者名 代表取締役 野田 亨

**MBOの実施の一環としてのMP-2605株式会社による
株式会社ソラスト(証券コード:6197)の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ**

MP-2605 株式会社は、本日、株式会社ソラストの普通株式を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、MP-2605 株式会社(公開買付者)が、株式会社ソラスト(公開買付けの対象者)に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2026年3月24日付「MBOの実施の一環としての株式会社ソラスト(証券コード:6197)の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

各位

会社名 MP-2605 株式会社
代表者名 代表取締役 野田 亨

MBOの実施の一環としての株式会社ソラスト（証券コード：6197）の 普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

MP-2605 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、株式会社ソラスト（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場上場、証券コード：6197、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全て（但し、対象者が所有する自己株式、不応募合意株式（以下に定義します。以下同じです。）及び対象者の従業員持株会（以下「対象者従業員持株会」といいます。）が本従業員持株会継続保有（以下に定義します。以下同じです。）に賛同した場合における従業員持株会保有株式（以下に定義します。以下同じです。）を除きます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

公開買付者は、対象者の代表取締役社長である野田亨氏（以下「野田氏」といいます。）が代表取締役を務めている、2026年2月10日に設立された株式会社であり（注1）、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式を取得及び所有することにより、対象者株式を非公開化することを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）を実施し、その後対象者の事業を支配及び管理することを主たる目的としております。

本公開買付けは、以下に詳述するとおり、マネジメント・バイアウト（MBO）（注2）の一環として、対象者取締役会の賛同のもと、友好的に対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式、不応募合意株式及び対象者従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合における従業員持株会保有株式を除きます。）を取得するために実施されます。なお、公開買付者は、本日現在、MBK パートナーズ又はその関係会社（以下「MBK パートナーズ」と総称します。）がサービスを提供するファンド（注3）（以下「MBK ファンド」といいます。）が発行済株式（自己株式を除きます。）50,000株のうち49,999株を、野田氏が1株を直接所有するMP-2603株式会社（注4）（以下「公開買付者祖父母会社」といいます。）の完全子会社であるMP-2604株式会社（以下「公開買付者親会社」といいます。）と、MBK パートナーズ、MBK ファンド、公開買付者祖父母会社及び公開買付者と併せて「公開買付者ら」と総称します。）の完全子会社です。本日現在、公開買付者らは対象者株式を所有しておりません。また、対象者の代表取締役社長である野田氏は、本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定しており、本公開買付けに際し、MBK ファンドは、2026年3月23日付で、野田氏との間で、本取引後の対象者の経営等に関して規定する経営委任契約を締結しております。また、MBK ファンドは、2026年3月23日付で、野田氏との間で、公開買付者祖父母会社の株式に係る株主間契約を締結しており、MBK ファンド及び野田氏は、(i) 野田氏がMBK ファンドの書面による同意なく公開買付者祖父母会社の株式の譲渡その他の処分ができないこと、(ii) MBK ファンドが所有する公開買付者祖父母会社の株式の全部を第三者に譲渡しようとする場合において、野田氏は所有する公開買付者祖父母会社の株式を当該第三者へMBK ファンドと同一の条件で売却できるようMBK ファンドに請求する権利を有すること及び (iii) 上記の場合において、MBK ファンドは、野田氏に対して、所有する公開買付者祖父母会社の株式につき自らと同一の条件で当該第三者に売却するよう請求する権利を有することを合意しております。

さらに、MBK パートナーズは、野田氏との間で、本スクイーズアウト手続（以下に定義します。以下同じです。）後に、野田氏が公開買付者祖父母会社に対して、本スクイーズアウト手続を通じて取得した対価の範囲内で、その一部を出資すること（注5）（以下「本再出資」といいます。）に合意しておりますが、本再出資の条件、時期等の詳細については、現時点では未定です。また、本日現在、公開買付者と野田氏以外の対象者の取締役との間には、本公開買付け後の役員就任や処遇についての合意はなく、本公開買付け成立後の対象者の役員構成を含む経営体制については、本公開買付け成立後、対象者と協議しながら決定していく予定です。

以上より、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当します。

また、公開買付者は、対象者の従業員に対し、対象者の企業価値向上に向けた共通のインセンティブをより多く有してもらうことを企図し、2025年9月30日現在において、第5位株主である対象者従業員持株会（所有株式数：2,382,144株、所有割合（注6）：2.63%。なお、対象者従業員持株会からの退会者が生じる等により、この所有割合は変動する可能性があります。）に対し、本日、大要以下のとおり、対象者株式（又は公開買付者祖父母会社の株式）の継続保有に係るアレンジメントを提案いたします。もっとも、本日現在では、当該アレンジメントについて、対象者従業員持株会と未協議であるため、詳細は未定です（以下、当該アレンジメントを「本従業員持株会継続保有」といいます。）。

- ・ 対象者従業員持株会が所有する対象者株式の全て（以下「従業員持株会保有株式」といいます。）について、本公開買付けに応募しないこと、並びに会員による拠出及び対象者従業員持株会による定期買付が停止されること
- ・ 第2回株式併合（以下に定義します。以下同じです。）が実施される場合には、それに先立ち、本貸株（以下に定義します。）を実施すること
- ・ 本スクイーズアウト手続後、本三角株式交換（以下に定義します。以下同じです。）を実施すること

対象者従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合には、本スクイーズアウト手続後に、対象者従業員持株会は、MBK ファンド、野田氏とともに、公開買付者祖父母会社を通じた対象者への出資を継続することとなります。対象者従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合には、その旨及び関連する事項について、本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書を提出する予定です。当該提出の時期については、2026年4月中旬を見込んでおります。なお、仮に対象者従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同しなかった場合、本三角株式交換は実施されない予定です。

また、本公開買付けに際し、公開買付者は、2026年3月24日付で、2025年9月30日現在において対象者の筆頭株主である大東建託株式会社（所有株式数：31,805,100株、所有割合：35.07%、以下「大東建託」といいます。）との間で、大東建託が所有する対象者株式の全て（以下「不応募合意株式」といいます。）について、本公開買付けに応募しないこと、本臨時株主総会（注7）において、大東建託が所有する全ての対象者株式に関して、本株式併合（注8）に関する議題に賛成すること、また、本株式併合の効力発生後に対象者が実施する本自己株式取得（以下に定義します。以下同じです。）に応じて大東建託が所有する不応募合意株式の全てを売却すること等を内容に含む取引合意書を締結しております。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（注9）（28,530,600株（所有割合：31.46%））に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

他方、上記のとおり、本公開買付けは、対象者株式の非公開化を目的としておりますので、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（28,530,600株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの決済資金等に充当するため、公開買付者親会社から36,860,445千円を限度とする出資を受けるとともに、金融機関から本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに72,401,000千円を上限として借入を受ける予定です。なお、公開買付者は、本株式併合の効力発生後に、本自己株式取得を実行するための資金を確保すること及び本自己株式取得を実行するための分配可能額を確保することを目的とする、公開買付者から対象者に対する本自己株式取得に係る対価に充てる資金の提供（公開買付者を引受人とする種類株式の第三者割当増資によることを予定しております。なお、種類株式による増資としているのは、本自己株式取得における法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。）に定めるみなし配当の計算に用いる資本金等の額には影響を及ぼさず、分配可能額を増やすことができる等、大東建託及び少数株主に最大限資するストラクチャーとするためです。種類株式の内容は未定です。以下「本資金提供」といいます。）並びに対象者における会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第447条第1項及び第448条第1項に基づく対象者の資本金及び資本準備金の額の減少（以下「本減資等」といいます。（注10））を実施することを予定しております。

また、公開買付者は、本株式併合の効力発生、本資金提供及び本減資等後、対象者が不応募合意株式の取得（以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。）を実施することを予定しております。なお、仮に、第2回株式併合を行う場合であっても、本自己株式

取得は、第2回株式併合より前の時期に実施される予定です。また、本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、仮に大東建託が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同額となる金額として、本株式併合前の対象者株式1株当たり776円を予定しています。本自己株式取得は、公開買付け価格の最大化と株主間の公平性を両立する観点からMBKパートナーズから大東建託に提案したものです。

最後に、対象者従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合は、本スクイズアウト手続及び本自己株式取得の完了を条件として、また、対象者において有価証券報告書提出義務の免除を受けた上で、公開買付者及び対象者従業員持株会は、対象者従業員持株会が対象者株式を公開買付者に譲渡し、その対価として、公開買付者祖父母会社のA種種類株式（以下「本A種種類株式」といいます。）を受け取ることを目的とした三角株式交換（具体的には、公開買付者を株式交換完全親会社とし、対象者を株式交換完全子会社とし、株式交換の対価を公開買付者が所有する本A種種類株式とした上で、これを株式交換の実施時点における対象者の株主である対象者従業員持株会に対して交付する株式交換を指します。以下「本三角株式交換」といいます。また、対価を種類株式としている理由は、対象者従業員持株会が所有することになる公開買付者祖父母会社の株式に関しては、本三角株式交換の実施以降に対象者従業員持株会からの退会者が生じた場合等に対応するために必要な取得条項等の内容を定めるために、普通株式とは異なる仕組みを設定する必要があることによります。）を実施し、対象者従業員持株会とMBKファンドとの間で公開買付者祖父母会社に係る株主間契約を締結する予定であるところ、その内容は本日現在未定ですが、今後対象者従業員持株会と協議しながら決定する予定です。なお、本三角株式交換の具体的な日程については本日現在未定です（注11）。さらに、本A種種類株式の内容は本日現在未定ですが、基本的には普通株式と同じ内容とした上で、本三角株式交換の実施以降に対象者従業員持株会からの退会者が生じた場合等に対応するために必要な取得条項等の内容を今後対象者従業員持株会と協議しながら決定する予定です。

（注1）公開買付者は、野中多聞氏を設立時取締役かつ代表取締役として設立された会社ですが、その後2026年3月23日付で、同氏から代表取締役の辞任届の提出を受け（取締役としては留任）、また同日付で、野田氏、藤野俊一郎氏及び矢野雄大氏が公開買付者の代表取締役、取締役及び監査役にそれぞれ就任しております。さらに同日付で、公開買付者を取締役会設置会社かつ監査役設置会社とする旨の定款変更を行っており、上記の役員変更の旨と合わせて、本日現在、登記申請手続中とのことです。

（注2）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、一般に、買収対象者の経営陣が、買収資金の全部又は一部を共同で出資して、買収対象者の事業の継続を前提として買収対象者の株式を取得する取引をいいます。

（注3）MBKファンドは、MBKパートナーズがサービスを提供するファンドの1つです。MBKパートナーズは、2005年3月に設立された、日本、中華人民共和国及び大韓民国の東アジア3カ国でのプライベート・エクイティ投資に特化した独立系プライベート・エクイティ・ファームです。グローバルの企業、銀行、金融機関、ファミリー・オフィス、公的年金、財団、政府系ファンド、ファンド・オブ・ファンズの機関投資家を主とする投資家の支援を得て、本日現在、約325億米ドルの運用金額を有し、小売／消費財、通信／メディア／テクノロジー、金融サービス及びヘルスケアの分野を中心に大企業から中堅企業までを対象として投資を行っており、投資後においては、投資先企業に対して企業価値の最大化のための経営支援を積極的に行っております。2005年3月の設立以来、東アジア諸国において82件の投資実績を有し、そのうち日本においては弥生株式会社、株式会社ユー・エス・ジェイ、株式会社インボイス、株式会社コメダ、TASAKI株式会社（旧田崎真珠株式会社）、株式会社アコーディア・ゴルフ、黒田電気株式会社、オーキッド株式会社（旧ゴディバジャパン株式会社）、株式会社ツクイホールディングス、EPSホールディングス株式会社、株式会社SOYOKAZE（旧株式会社ユニマット リタイアメント・コミュニティ）、HITOWAホールディングス株式会社、ジャパンベストレスキューシステム株式会社、アリナミン製薬株式会社及びFICT株式会社等、17社・22件の投資実績があります。投資実行後においては、個社ごとのバリューアップテーマに対して経営陣とともに中長期的に取り組んだ結果、売上高及び収益力の増加を実現しております。

（注4）本取引後、野田氏は、本再出資を通じて公開買付者祖父母会社の所有株式数を増加させる予定です。なお、本再出資の具体的な条件は未定です。また、公開買付者は、対象者従業員持株会についても本三角株式交換を通じて公開買付者祖父母会社の（共同）株主となつていただくための一連の手続に係る提案を行う予定です。

- (注5) 本再出資における公開買付者祖父母会社の普通株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同額（但し、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）にする予定であり、本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているものではありません。また、公開買付者祖父母会社が野田氏から本再出資を受ける理由は、野田氏は本取引後も対象者の代表取締役社長として、対象者の経営方針や資本政策等においても責任ある役割を担いながら、対象者の長期的な成長に向けて経営全般を継続的に主導していくことが予定されており、このような立場の野田氏の公開買付者祖父母会社に対する所有割合を本日時点よりも増加させることで、本取引後も、対象者の企業価値向上に向けた共通のインセンティブをより多く有してもらうことを企図したものです。野田氏による再出資は、野田氏による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規則（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えております。
- (注6) 「所有割合」とは、対象者が2026年3月13日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された2026年2月28日現在の対象者の発行済株式総数（94,741,793株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（4,050,569株）を控除した株式数（90,691,224株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。なお、野田氏は譲渡制限付株式報酬として野田氏に付与された対象者の譲渡制限付株式92,465株のほか、対象者の役員持株会を通じて間接的に対象者株式24,121株を有しており、それらを併せた野田氏の所有する対象者株式は116,586株（所有割合：0.13%）となります。
- (注7) 「本臨時株主総会」とは、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会をいいます。
- (注8) 「本株式併合」とは、会社法第180条に基づく対象者株式に係る株式併合をいいます。
- (注9) 買付予定数の下限（28,530,600株）は、対象者の議決権数（対象者が2026年3月13日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された2026年2月28日現在の対象者の発行済株式総数（94,741,793株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（4,050,569株）を控除した株式数（90,691,224株）に係る議決権の数である（906,912個）に3分の2を乗じた数（604,608個）から不応募合意株式（31,805,100株）に係る議決権数（318,051個）及び対象者の取締役に対して譲渡制限付株式報酬として付与された対象者の譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。（注12））（125,241株）に係る議決権数（1,251個）を控除した議決権数に100を乗じた数（28,530,600株）を設定しております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、本公開買付けにおいて、公開買付者は、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式、不応募合意株式及び対象者従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合の従業員持株会保有株式を除きます。）を取得出来なかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者に対して、対象者の株主を公開買付者、大東建託及び対象者従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合の対象者従業員持株会（以下「残存予定株主」と総称します。）のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを要請する予定であるところ、本スクイーズアウト手続として本株式併合の実施を想定しているため、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本スクイーズアウト手続の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に残存予定株主が対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるようにするためです。なお、買付予定数の下限の計算においては、本従業員持株会継続保有について対象者従業員持株会と未協議であるため、従業員持株会保有株式に係る議決権数は控除していません。また、本株式併合後において、対象者に残存予定株主以外の株主が存在する場合は、対象者において有価証券報告書提出義務の免除を受けた後、また、本自己株式取得を行った上で、公開買付者及び対象者従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合の対象者従業員持株会は、本スクイーズアウト手続の一環として、対象者従業員持株会が貸主、公開買付者が借主となり、所有する対象者株式の全てを公開買付者に貸し出した上で、再度対象者株式の併合（以下「第2回株式併合」といいます。）を行い、第2回株式併合の効力発生後、公開買付者が当該借り受けた対象者株式を対象者従業員持株会に返還する取引（当該貸出し及び返還の取引を以下「本貸株」といいます。）を通じて、対象者の株主を公開買付者及び対象者従業員持株会のみとするための手続を実施す

ることを予定しております。なお、貸株料等の本貸株の条件は本日現在未定です。また、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に相当する買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に相当する買付予定数の下限は設定しておりません。

- (注10) 本減資等においては、対象者の資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替える予定です。
- (注11) 本三角株式交換は、対象者従業員持株会による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであり、本三角株式交換の株式交換比率を定めるにあたっては、公開買付価格の均一性の趣旨に反しないよう、対象者株式の価値は本公開買付価格を上回らない価格で評価（但し、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）の上で、本公開買付価格よりも有利な条件とならない株式交換比率を設定いたします。なお、本三角株式交換は、対象者従業員持株会として一体的に対象者株式を継続所有することで、対象者の従業員の中長期的な経営参画意識を維持・強化するとともに、マネジメント・バイアウト (MBO) 後の事業運営の安定性を確保することを企図するものです。
- (注12) 本譲渡制限付株式に関しては、譲渡制限が付されていることから本公開買付けに応募することができませんが、本譲渡制限付株式の所有者たる対象者の取締役のうち、(i) 野田氏については、本取引の実施について公開買付者と合意していることから、(ii) 野田氏以外については、2026年3月24日開催の対象者取締役会において、対象者はマネジメント・バイアウト (MBO) の一環として行われる本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議していることから、本譲渡制限付株式の所有者のうち対象者の取締役はいずれも、本公開買付けが成立した場合には本スクイズアウト手続に係る議案に賛同する見込みであると考えておりますので、買付予定数の下限を考慮するにあたって、これらの対象者の取締役が所有する本譲渡制限付株式に係る議決権の数を控除しております。

本公開買付けの概要は、以下のとおりです。

- (1) 対象者の名称
株式会社ソラスト
- (2) 買付け等を行う株券等の種類
普通株式
- (3) 買付け等の価格
普通株式1株につき、金1,119円
- (4) 買付け等の期間
2026年3月25日（水曜日）から2026年5月11日（月曜日）まで（30営業日）
- (5) 決済の開始日
2026年5月18日（月曜日）
- (6) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	58,886,124 (株)	28,530,600 (株)	— (株)
合計	58,886,124 (株)	28,530,600 (株)	— (株)

(7) 公開買付代理人

みずほ証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。

楽天証券株式会社（復代理人）

東京都港区南青山二丁目6番21号

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が2026年3月25日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類は、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者株式を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。) 第 13 条 (e) 項又は第 14 条 (d) 項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び当該法人の役員並びに関係者 (affiliate) に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27 A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第 21 E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者、対象者又はそれらの関係者は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。このプレスリリース又はこのプレスリリースの参照書類の中の「将来に関する記述」は、本日の時点で公開買付者又は対象者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者及びそれらの関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

公開買付者、公開買付者（その関係者を含みます。）、対象者及び大東建託の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関係者を含みます。）は、その通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 規則 14e-5 (b) の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに関連する行為を行う可能性があります。その場合、市場取引によって市場価格で売買される場合や、市場外の交渉で決まった価格で売買される場合があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英語ウェブサイト（又はその他の開示方法）においても開示が行われます。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。